ｄ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⑸ｃ、⑰ｃ、㉖ｃ、㉚及び㉛により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

［⑵～㉙　略］

第二十五号様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵委託会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

［⑴～⑶　略］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利を含み、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券に係る権利を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」㉖ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

［⑸～⑺　略］

第二十五号の二様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵管理会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

［⑴～⑶　略］

ｄ　当該届出に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」⑸ｃ、⑰ｃ、㉖ｃ、㉚及び㉛により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。この場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

［⑵～㉙　同左］

第二十五号様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵委託会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

［⑴～⑶　同左］

⑷　投資リスク

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この目論見書に係る特定有価証券（当該特定有価証券が特定預託証券である場合には当該特定預託証券に表示される権利に係る有価証券をいい、特定有価証券信託受益証券である場合にはその受託有価証券を含む。）が法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」㉖ｃにより記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

［⑸～⑺　同左］

第二十五号の二様式

１　基本情報

⑴ファンドの名称

⑵管理会社等の情報⑵

⑶ファンドの目的・特色⑶

⑷投資リスク⑷

⑸運用実績⑸

⑹手続・手数料等⑹

２　追加的情報⑺

（記載上の注意）

［⑴～⑶　同左］